



環 管 一 877
平成29年12月13日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役 稲 角 秀 幸 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



(仮称) 笹森山風力発電事業計画段階環境配慮書
に対する意見について (通知)

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

なお、別添の関係市長の意見についても十分配慮してください。

1 総括的事項

- (1) 事業実施想定区域内には、人と自然との触れ合いの活動の場や畜舎（以下「人と自然との触れ合いの活動の場等」という。）が存在するほか、周辺には住居が存在することから、工事中及び供用後において、人と自然との触れ合いの活動の場等や住居への影響を回避又は低減するよう配慮するとともに、事業計画について地域住民等に丁寧な説明を行い、理解を得られるよう努めること。
- (2) 今後の事業計画の検討に当たっては、関係自治体や地域住民からの情報収集に努め、影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査及び予測し、その結果を総合的に評価した上で、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」（以下「位置・規模等」という。）の決定に反映すること。
- (3) 方法書においては事業の位置・規模等を可能な限り明確にするとともに、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を記載すること。
- (4) 事業実施想定区域周辺の既設及び計画中的風力発電所との複合的な環境影響を勘案し、可能な限りこれら他事業の諸元等の情報入手に努め、適切に調査、予測及び評価すること。

2 個別的事項

(1) 水質

事業実施想定区域及びその周辺には、湧水等の水道水源地が複数存在することから、工事の実施に伴う水の濁りの影響について、利水への影響を含め適切に調査、予測及び評価すること。

(2) 動物

事業実施想定区域及びその周辺には、オオタカの繁殖地が確認されていることから、事業の位置・規模等の決定に当たっては、今後の現地調査の結果や専門家の助言、最新の知見・事例等を踏まえ、事業の実施に伴う影響を回避又は低減するよう検討すること。

(3) 植物及び生態系

事業実施想定区域内には、ブナクラス域等の自然度の高い植生や森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林が広く分布している。また、区域の一部には、特定植物群落に選定されている竜馬山のケヤキ林や秋田県自然環境保全条例（昭和48年秋田県条例第23号）に基づき指定された笹森山自然環境保全地域（普通地区）が存在していることから、事業の実施に伴い、これらの植生や重要な自然環境のまとまりの場への影響が懸念される。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、今後の現地調査の結果や専門家の助言を踏まえ、事業の実施に伴う影響を極力回避するよう検討すること。

(4) 景観

主要な眺望点の予測地域は事業実施想定区域から9kmの範囲としているが、風力発電機を尾根上に配置する計画であることから、眺望点について関係自治体や地域住民からの情報収集に努め、風力発電機の可視領域を考慮して適切な調査地点を選定すること。

【担 当】

秋田県生活環境部環境管理課
環境審査班 高橋、片山

電 話 018-860-1601

FAX 018-860-3881

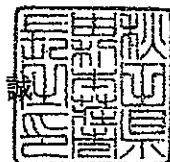


由本生第105号

平成29年11月9日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

由利本荘市長 長谷部



(仮称) 笹森山風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について (通知)

このことについて、下記のとおり提出します。

記

- ・事業実施想定区域及びその周囲において、人と自然との触れ合いの活動の場(観光地)が複数存在するため、騒音、超低周波音による影響の低減に配慮した風力発電機の配置計画を行うこと。